

令和2年度(2020年度)  
文化庁日本語教育大会(WEB会議)

# 外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和2年11月

文部科学省総合教育政策局  
国際教育課



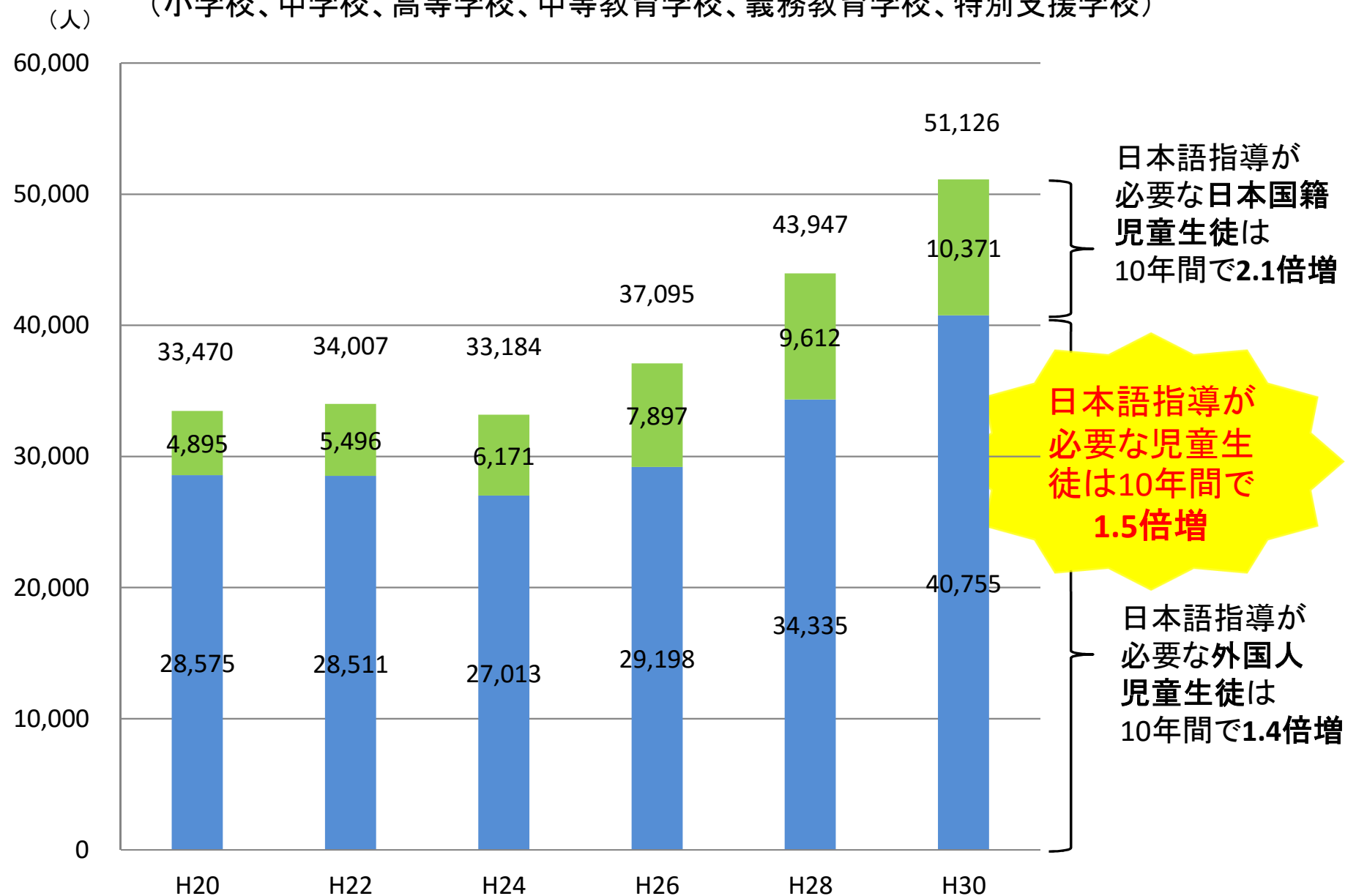
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 外国人児童生徒教育の現状

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

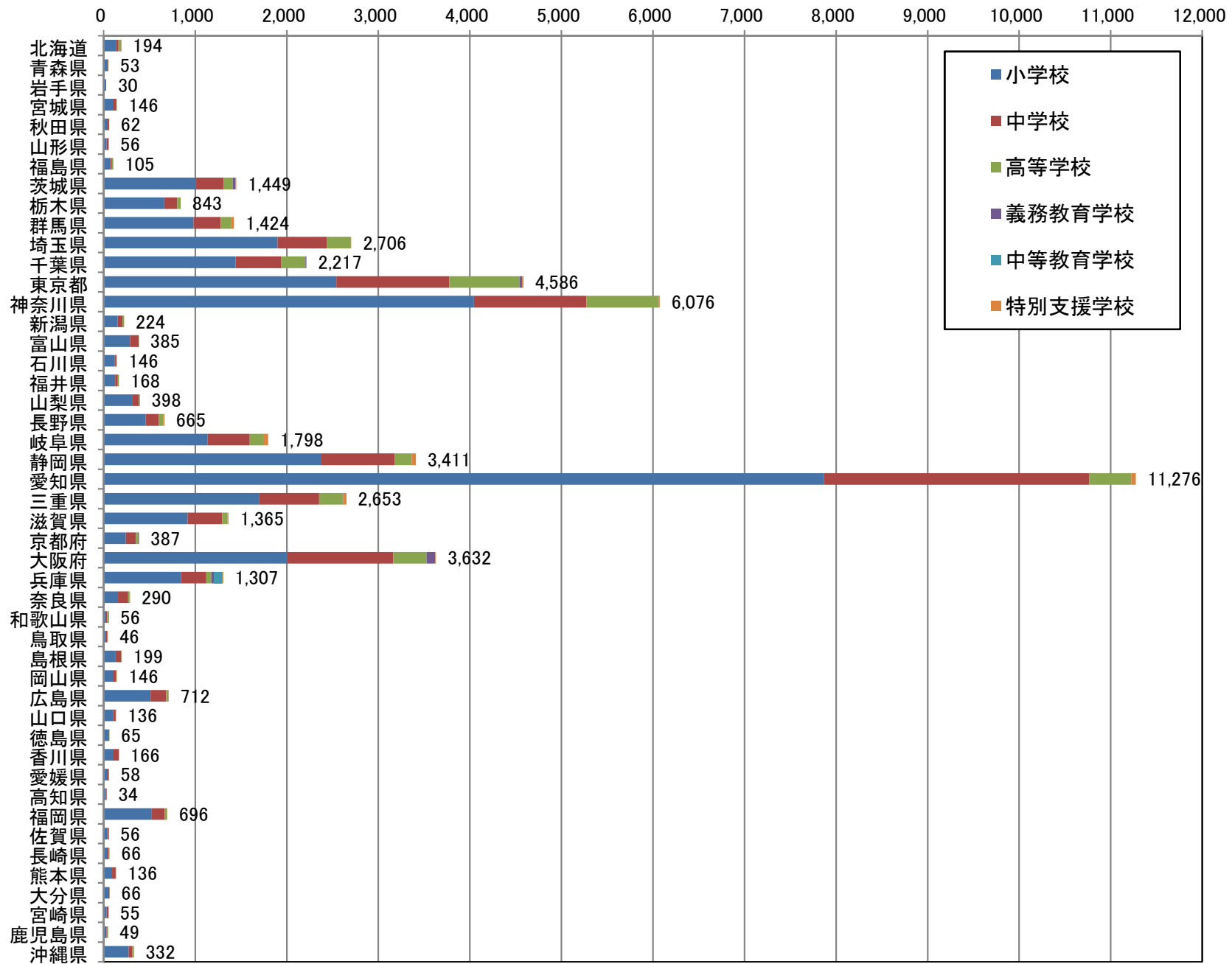
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」 3

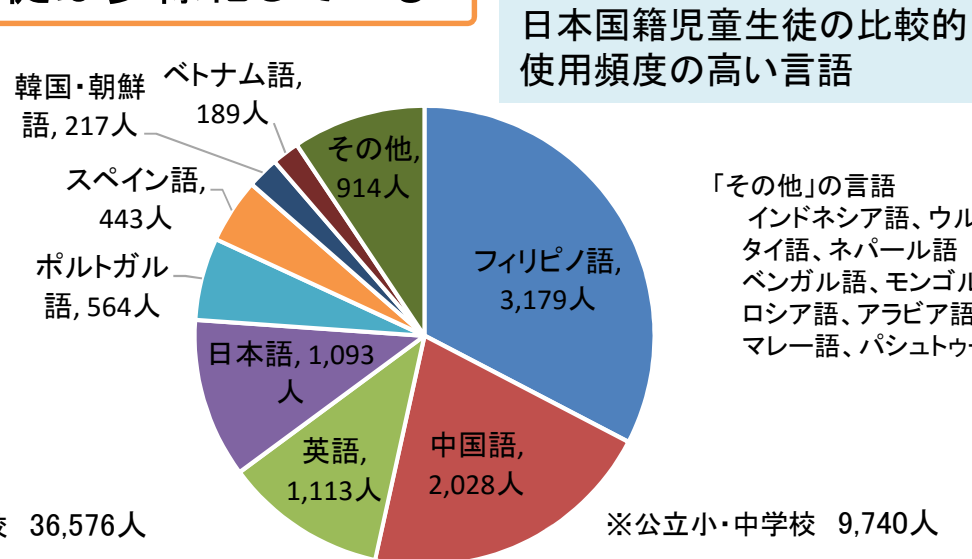
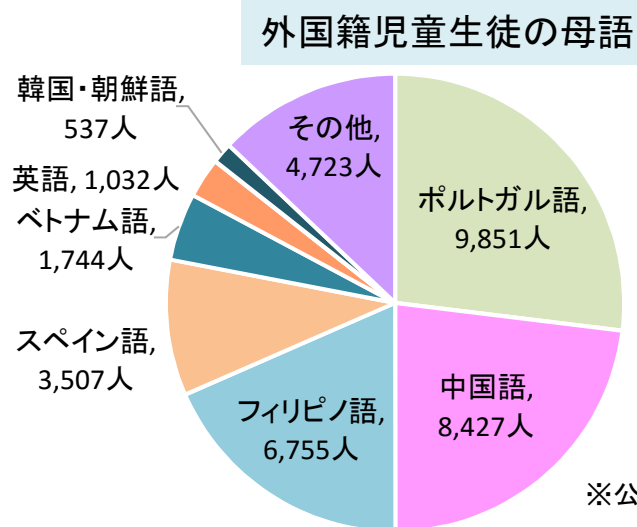
# 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

(児童・生徒数：人)



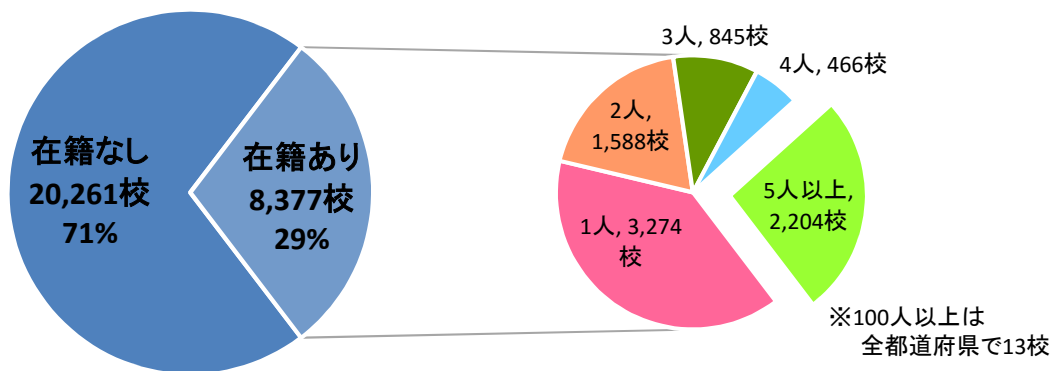
# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

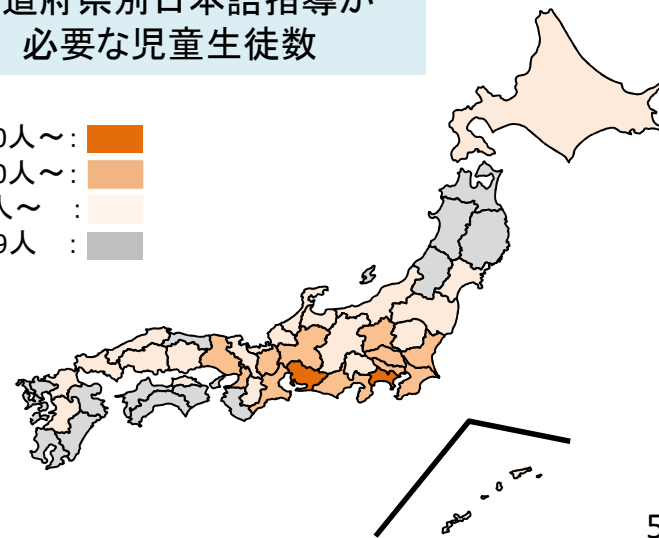
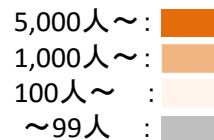


## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数  
(公立小・中学校 28,638校)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



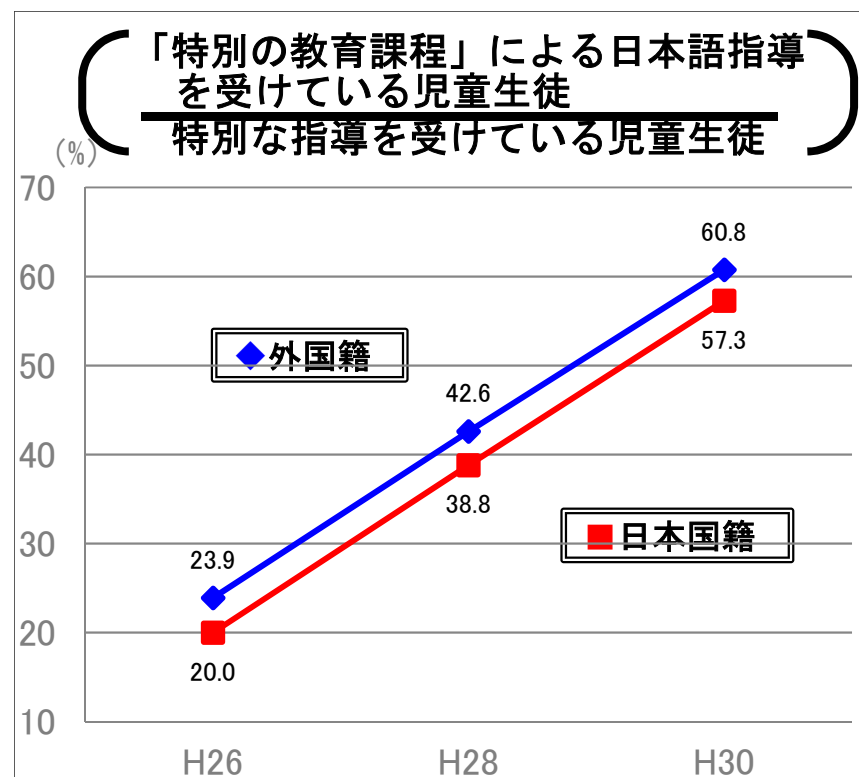
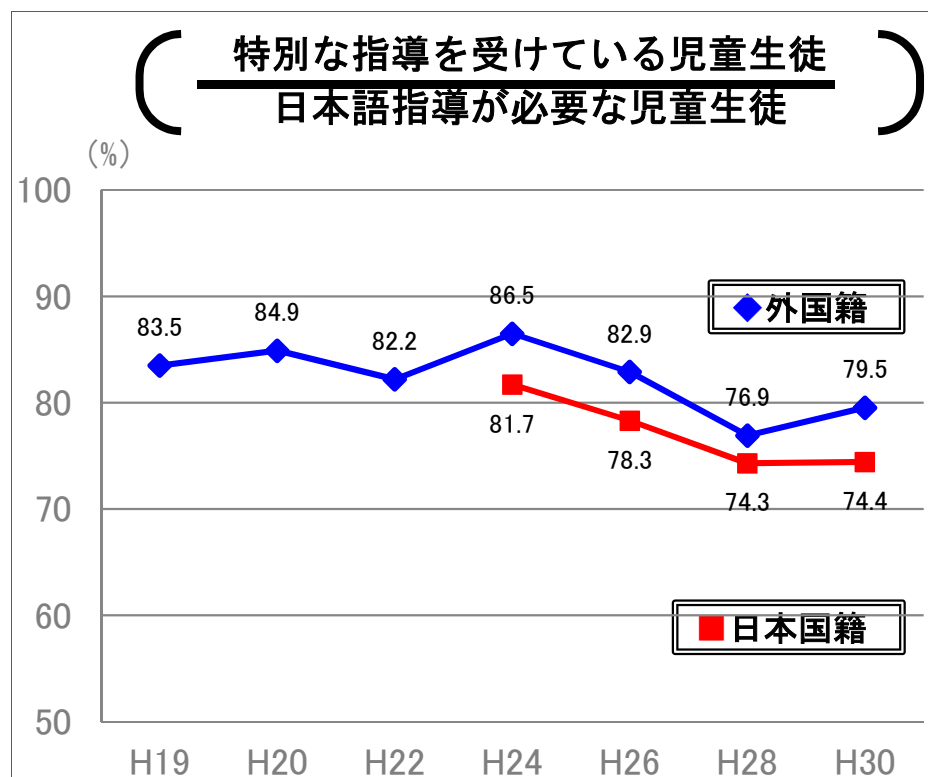
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

## 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5% (2.6%増)、日本国籍の者で74.4% (0.1%増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(\*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8% (18.2%増)、57.3% (18.5%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

## 1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援 等

# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

学校の指導・運営体制の充実

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- **日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）**
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

## 施行期日

平成29年4月1日



# 外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

## 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

### (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

### (2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

## 2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

### (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

### (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

### (3) 悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化

### (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

## 3 生活者としての外国人に対する支援

### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

#### > 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人滞在支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施

#### > 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等

- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

#### > 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

### (2) 生活サービス環境の改善等

#### > 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進

#### > 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

#### > 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成

#### > 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

### (3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

### (4) 外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢適において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

### (5) 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

### (6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

### (7) 社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

## 4 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

### (2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

### (3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

### (4) 技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

### (5) 不法滞在者等への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

※下線は令和元年12月総合的対応策（改訂）からの変更

# 外国人児童生徒等への教育の充実

令和3年度要求額 1,283百万円  
(前年度予算額 766百万円)



文部科学省

## 施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。





## 現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.5倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.7%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は、59.1%である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

### ◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・  
中核市

補助率： 1/3

### 【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

### ◆外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

### 【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。



外国人児童生徒等がどの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への指導・助言等を行うアドバイザーボードの設置・運営、学習教材・文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の充実、日本での学校生活等を紹介した多言語動画コンテンツの作成、実務経験を有する教員等向け履修証明プログラムの構築、実態調査を行う。

## 1. 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置・運営 6百万円(新規)

外国人児童生徒等の教育の専門家をアドバイザーとして教育委員会等に派遣し、施策立案に関する助言を行うほか、日本語能力評価手法(JSL対話型アセスメント)等の実際の利用に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、日本語指導担当教員や日本語指導補助者等へ指導のノウハウ等を普及する。



ポータルサイト「かすたねっと」

## 2. ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化 5百万円(1百万円)

先進地域で作成された学習教材や翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する資料を集約したポータルサイト「かすたねっと」の機能強化等を図る。



## 3. 外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成 2百万円(2百万円)

来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深め、円滑に就学に移行するため、多言語での動画コンテンツを作成し、ポータルサイト「かすたねっと」に掲載する。



## 4. 教員等向け履修証明プログラムの構築 21百万円(新規)

多様化・複雑化する外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者等が、外国人児童生徒の特性や発達過程、日本語指導や教科指導の在り方などについて知識を深め、指導力の向上を図り実践に活かすため、一定の実務経験を有する教員等向けの履修証明プログラムを構築する。



## 5. 外国人の子供の就学・受入状況等の把握に関する調査 10百万円(新規)

就学状況や公立学校での受入状況等について、実態把握のための調査を定期的実施する。



外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。

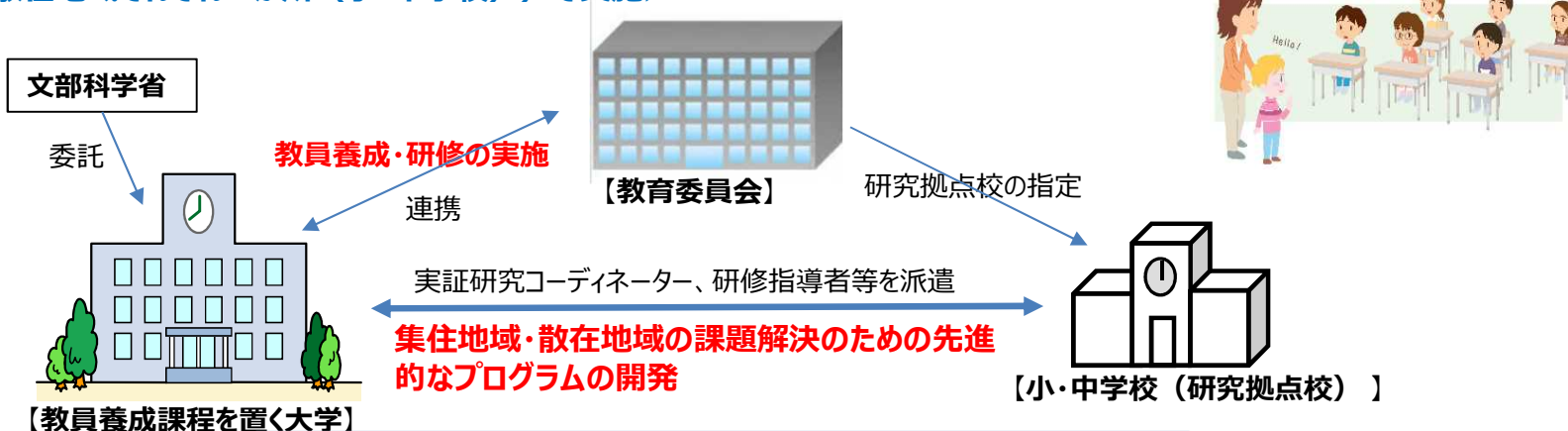
## <集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方について先進的なモデルを開発。**

## <散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー（仮称）が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援。**

### <集住地域・散在地域それぞれ2か所（小・中学校）で実施>



研究の成果を全国に普及することにより、**集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。**

# 高等学校における日本語指導体制整備事業

令和3年度要求額  
(前年度予算額)

27百万円  
新規)



## 背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加（平成30年:4,172名）
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取組みまれてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

⇒ 高等学校における日本語指導を行うための制度整備と、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。

- ・中途退学率 9.6% (全体 1.3%)
- ・大学等進学率 42.2% (全体71.1%)
- ・非正規就職率 40.0% (全体 4.3%)

※日本語指導が必要な生徒の状況(括弧内は全高校生の状況)

【出典】日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)等



## 事業内容

高等学校において、「特別の教育課程」による日本語指導実施に向けた検討を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

### ○ 高等学校における「特別の教育課程」検討会議の開催 5百万円

- ・ 高等学校において、取り出しによる日本語指導等を行い単位認定が出来るよう、「特別の教育課程」の導入等について検討を行う会議を開催する。

### ○ 高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 22百万円

- ・ 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、**適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成**する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
- ・ また、高等学校における日本語指導・教科指導、進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた**指導の手引きについても、併せて作成**する。

### (参考)義務教育段階におけるこれまでの取組

#### ■ 「特別の教育課程」の編成・実施

(平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等)

- ①指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ②指導者：日本語指導担当教員（指導補助者を追加することも可）
- ③授業時数：年間10単位時間～280単位時間までが標準
- ④指導形態：原則、児童生徒の在籍校における取り出し指導
- ⑤指導計画等：指導計画や学習評価は学校設置者に提出

⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与

#### ■ 「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発(※)

(小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度)

小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。

⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

- **指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実に資する。**
- **指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。**

## 外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト



### 目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの  
このアイコンから  
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

### 検索サイトについて

トップページのアドレス <https://casta-net.mext.go.jp/>



### 管理運営について

「かすたねっと」は2020年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

### 問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111(内線 2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関する場合は、それぞれの公開主体(教育委員会等)にお問い合わせください。



# 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

## 「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

## 改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映  
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート  
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示  
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実  
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載  
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他



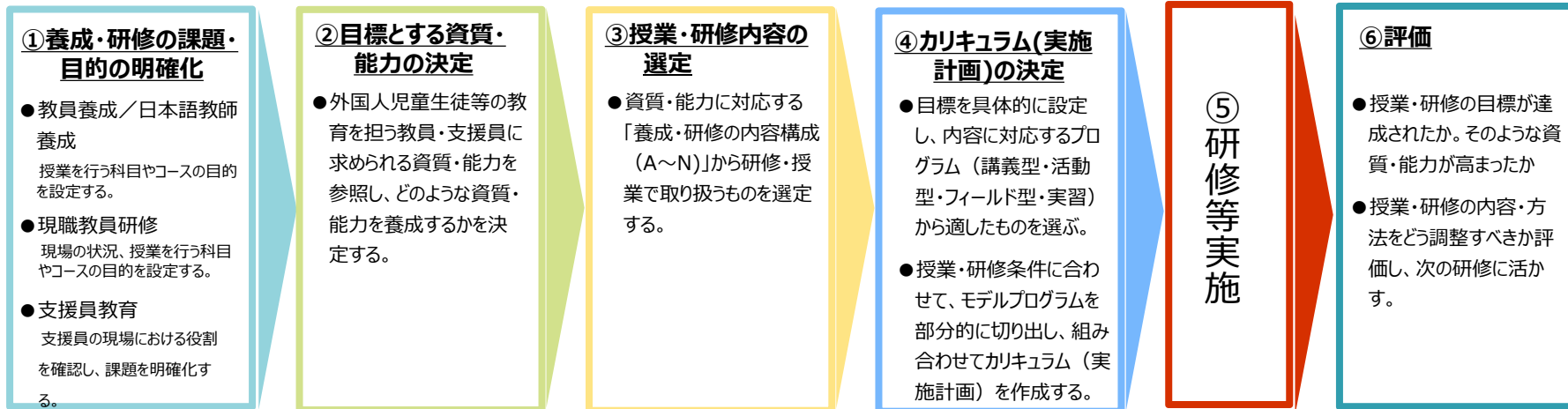
# 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

## 概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。  
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



## モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。		
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。		
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。		
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。		
			E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
			F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
			G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)

就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

# 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

## 【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

# 外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

## (1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) (※3) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①~⑤の人数を除いているためである。



# 日本語教育推進法等における外国人児童生徒等教育の位置付け

## 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。



## 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

- ・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。



## 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和2年7月1日文部科学省）

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文部科学省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、自治体が講ずべき事項の指針としてとりまとめたもの。

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### （1）国内における日本語教育の機会の拡充

##### ア 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

#### 【具体的施策例】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な<b>教員定数の着実な改善</b>、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など<b>地方公共団体における指導体制の構築</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、<b>地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等</b>）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>中学校、高等学校における進路指導</b>の提供、外国人生徒等への<b>キャリア教育等の包括的な支援</b></li> <li>・公立高等学校入学者選抜における<b>帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等</b>、特別な配慮の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における<b>就学状況の把握</b>や保護者への<b>情報提供、就学促進のための取組を促進</b></li> <li>・<b>地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、<b>日本人を含む全ての児童生徒等</b>が、我が国の言語や文化に加え、<b>多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり</b></li> </ul>

# 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

## 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

### (1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

### (2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保**

### (3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

## 2. 学校への円滑な受入れ

### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

### (3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

### (6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

## 3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携



# 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

## Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・

### 住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有  
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

## Point 2

新1年生に対して・・・

### 外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

## Point 3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

### 電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

[https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kyousei01-000006114\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf)

[https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kyousei01-000006114\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf)

# 公立高等学校における受入れ「令和2年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」結果から

## ①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	試験教科を 軽減している	学科試験を 実施しない	その他	配慮は行っていない（一般 の選抜と同様に実施）
帰国生徒	15 (15)	2 (2)	22 (23)	12 (11)
外国人生徒	16 (14)	1 (1)	27 (25)	12 (13)

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。

※「その他」に該当する内容  
 ・出題文の漢字にルビを振る  
 ・辞書の持ち込みを許可する  
 ・試験時間の延長 等

## ②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18 (18)
外国人生徒	16 (14)

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数に記載。

## ③編入学試験の実施方法について

	学科試験を 実施している	学科試験を実施している が、試験教科を 軽減している	学科試験を実施して いない（面接・ 作文等のみ）	その他
帰国生徒	22 (21)	3 (4)	3 (3)	25 (25)
外国人生徒	22 (20)	2 (3)	2 (3)	26 (26)

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

※全ての表において、( )内は前年度の調査結果。

# 平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

## 1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

## 2. 進路状況

### ①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

### ②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

### ③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

# 最近の主な動き

## 中央教育審議会における検討

中央教育審議会諮問（4月17日）において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。令和2年10月16日、中央教育審議会総会に「中間まとめ」が報告され、答申に向けて審議中。

## 有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

## 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

# 中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)のポイント

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

## 第I部 総論

### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- ・社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- ・新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の到来

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

### 2. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの在り方

個別最適な学び（「個別に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者側の視点から整理した概念）

それぞれの学びを往還

協働的な学び

#### 指導の個別化

○基礎的・基本的な知識等を確実に習得させるため、ICTの活用や専門性の高い教師によるより支援が必要な児童生徒へのより重点的な指導などによる効果的な指導

○子どもたち一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行うとともに、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成

#### 学習の個性化

○基礎的・基本的な知識・技能や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、専門性の高い教師による個々の子どもに応じた学習活動の提供

○自ら学習を調整するなどしながら、その子どもならではの課題の設定、子ども自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す

○知・徳・体を一体的に育むため、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いなど様々な場面でのリアルな体験を通じた学びやICTの活用による他の学校の子供たちとの学び合いなど

○学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成

### 3. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ・これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として継承していく
- ・教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割である
- ・一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

○学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

○(学校内外における)連携・分担による学校マネジメントを実現する

○これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現する

○履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

○感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

○社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する



### 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

#### (1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

#### (2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
  - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
  - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
  - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
  - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
  - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
  - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域の関係機関との連携**
  - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
  - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

#### (3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
  - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
  - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
  - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
  - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
  - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
  - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
  - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

#### (4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど、地方公共団体の取組促進
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

#### (5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討

#### (6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

# 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

## 検討の背景

- ▶ 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- ▶ 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- ▶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

## 基本的な考え方

- ▶ 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- ▶ 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- ▶ 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

## 分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進</li> <li>• <b>散在地域の指導体制構築</b>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「<b>日本語教師</b>」を、<b>学校での日本語指導に積極的に活用</b>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li> <li>• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<b>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</b>等を推進</li> </ul>
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員研修のための「<b>モデルプログラム</b>」を<b>全国展開</b></li> <li>• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<b>研修用動画を作成</b></li> <li>• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>大学等における履修証明</b>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li> <li>• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li> <li>• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li> </ul>
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国人の子供の就学促進に関する<b>先進事例を自治体に提供</b></li> <li>• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進</li> <li>• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li> <li>• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</b></li> <li>• <b>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</b>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li> </ul>
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</b>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li> <li>• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>高等学校における「特別の教育課程」の適用</b>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li> <li>• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li> </ul>
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li> <li>• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<b>母語・母文化を尊重した取組の推進</b></li> <li>• <b>プレスクール</b>等の取組の更なる推進方策を検討</li> </ul>



## 外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

### 1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

### 2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

### 3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

### 4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長
市瀬 智紀	宮城教育大学教授	築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
今澤 悌	甲府市立大國小学校教諭	角田 仁	東京都立一橋高等学校主任教諭
内海 由美子	山形大学教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
海老原 周子	(NPO)カリアパートナー・(一社)kuriya代表	中川 祐治	福島大学准教授
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
川口 直巳	愛知教育大学准教授	花島 健司	港区立筭小学校主任教諭
小島 祥美	東京外国語大学准教授	浜田 麻里	京都教育大学教授
近田 由紀子	目白大学専任講師	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
櫻井 敬子	浜松市教育委員会主幹指導主事	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	広島大学大学院准教授	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課班長
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プレクラスコーディネーター
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長		